



鳥建技第154号  
令和3年9月13日

関係者各位

公益財団法人鳥取県建設技術センター代表理事



公益財団法人鳥取県建設技術センター小町事業所に係る  
建設発生土の受入開始について（通知）

当センターの事業運営につきましては、日頃、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、小町事業所について、下記のとおり建設発生土の受入れを開始することとしましたので  
お知らせいたします。

ついては、今後公共事業の執行にあたり、建設発生土の指定処分場として小町事業所を御利用  
くださいますようお願いいたします。

### 記

1. 事業所名 公益財団法人鳥取県建設技術センター 小町事業所
2. 事業所位置 西伯郡伯耆町小町（別添図面のとおり）
3. 受入開始 令和3年10月1日（金）  
受入日：土・日曜日及び祝日を除く平日  
受入時間：8:30～17:00（12:00～13:00 は除く）
4. 処理料金 1,485円/m<sup>3</sup>（税込）
5. 受入容量 約90万m<sup>3</sup>（地山土量）
6. 搬入路 別添図面のとおり
7. その他 建設発生土受入業務の流れは別添フロー図のとおり
  - 1) 発注機関担当者の方へ
    - ・建設発生土処理通知登録の受付を9月15日（水）から開始します。
    - ・当センターホームページの建設発生土処理システムから工事の通知登録を行ってください。初めて利用される方は、ID・パスワードの取得からお願いいたします。  
注）通知登録は搬入の予約ではありません。
    - ・通知登録により取得された「工事受付番号」は、受注者が行う建設発生土の搬入申込手続きに必要ですので、受注担当者へ伝達してください。
  - 2) 受注者の皆様へ
    - ・当センターホームページの「建設発生土について」をご覧ください。初めて利用される方は、建設発生土処理システムから登録申請をしてください。（ID・パスワードは1社1個です。）
  - 3) 建設発生土の受入れ条件について
    - ・軟弱土（コーン指数300kN/m<sup>2</sup>未満）の受入れはできません。
    - ・受入れ条件に反する場合は、建設発生土搬入者の費用で持ち帰っていただきます。
    - ・泥土（建設汚泥を含む）、アスファルト／コンクリート破片、木くず、金属、プラスチック、紙くず等、産業廃棄物が混入する土砂は受入れできません。
    - ・汚染された土地を掘削した土砂、またはその疑いのある土地を掘削した土砂は搬入できません。

#### 【問い合わせ先】

〒682-0018

鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地

公益財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課

TEL:0858-26-6089 FAX:0858-26-6004